

相模原市監査委員公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年10月28日に実施した企画財政局税務部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年12月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成27年10月28日

2 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成27年12月3日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>市民税課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、平成27年度税証明自動交付機システムパッケージ保守業務委託ほか3件の契約において、契約書約款で定めている業務の実施に先立ち承認が必要な「業務実施計画書」について、受注者から提出されてはいたものの、承認したことが確認できなかった。</p> <p>また、個人情報の保護にかかる特記事項で規定している受注者から提出された作業責任者等に関する届出書類について、届出に係る決裁処理が確認できなかった。</p> <p>委託料の契約に関する事務については、平成24年10月に実施した前回の定期監査においても、不適切な事例が見られたことから、契約事務の執行に当たっては、契約の重要性を再認識し適正な事務の執行に努めるよう、口頭により注意を行っている。これに対し、契約の重要性について再度周知を行い、複数の職員で契約事務を執行する旨の報告を得ていた。</p>	<p>本年度の監査において指摘をいただいた4件の契約については、「業務実施計画書」や契約に基づく届出書類を受理し、内容確認は行ったものの、承認等の市としての意思決定手続である決裁処理が漏れていたものです。</p> <p>今回の不適切な事務処理の責任は、管理監督者、契約担当者及び財務担当者にあり、今回の指摘を非常に重く受け止めております。</p> <p>処理漏れの原因は、各契約の担当者、財務担当者において、決裁処理が必要であるとの認識に欠けていたため生じたものであり、また、管理監督者である班長、課長とも進行管理を適切に行っていなかったことから、的確な指示を行うことができなかったものです。本年6月に実施された緊急事務点検においても、点検は行ったものの、この点を見過ごし、処理漏れを発見できませんでした。</p> <p>市民税課においては、平成24年度の定期監査において、契約事務の不適切な処理について指摘をいただいたことから、特に、契約条項の欠落や定め</p>

さらに、市においては、本年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、この中で監査における指導事例として契約事務についても点検が行われたところである。

しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を怠ったため、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

こうしたことは、市民税課において適切に事務を処理するという意識が欠如しており、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

られた書類等の未提出が生じないよう、契約担当者と財務担当者で確認を行ってまいりましたが、今回は、さらにその前提となる提出された書類等の承認手続について理解が不足していたものであり、指摘をいただいたとおり、「適切に事務を処理するという意識が欠如しており、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分」であったことを深く反省しております。

このことは、税務部全体に関わる事務執行体制の不備であり、部としての責任も重く受け止めており、直接関係した職員に対しては、税務部長より、職責を十分に果たし適正な事務処理を徹底するよう訓示を行いました。

また、契約事務の重要性について職員一人一人の意識を改めるため、緊急に市民税課内で研修を実施し、契約事務の基礎的知識の習得と文書事務における決裁処理の周知徹底を図りました。

さらに、契約書及び仕様書の記載内容に基づいて、各契約ごとに、事務処理手続を明記した「契約事務進行管理チェックリスト」を新たに作成し、契約担当者、財務担当者及び管理監督者で確認を行う方法に改め、課全体で進行管理を行える仕組みを構築いたしました。

このことにより、適確な進行管理を

行うとともに始業時の朝礼において、庁内の不適切な事務処理の事例や定期監査結果、全庁的な指示事項について、その都度伝達を行い、各職員自らの問題として認識するよう不断の注意喚起を行い、再発防止と適正な事務執行の徹底を図ってまいります。

なお、これら処理漏れの契約全てについて、契約条項に従い、直ちに承認や報告の決裁処理を行ったところです。